

神奈川県監査委員報告第9号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり提出します。

平成29年3月24日

神奈川県議会議長 森 正 明 様
神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣
同 高 岡 香
同 太 田 眞 晴
同 土 井 りゅうすけ
同 赤 井 かずのり

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等の監査において、団体に対し財政的援助等を行っている本庁機関に状況を確認する必要があると認められた本庁機関1箇所について、随時監査（臨時財務監査）を実施した結果、不適切事項2件が認められた。

- 1 監査実施箇所
保健福祉局保健医療部県立病院課
- 2 監査実施日
平成29年3月15日（平成29年1月16日職員調査）
- 3 監査の結果
（不適切事項）

財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。

- 1 神奈川県総合リハビリテーションセンターの管理に関する基本協定（協定期間 平成28年3月24日から平成38年3月31日）の締結に当たり、前協定期間において管理物品として指定管理者に無償で貸し付けていた磁気共鳴断層撮影装置1点（取得価格249,900,000円）及びMR I室用パルスオキシメータ1点（取得価格1,596,000円）について、新たな協定の締結前に指定管理者から返納を受けていたにもかかわらず、引き続き、協定に基づく管理物品として位置付けていた。
- 2 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団が運営する厚木看護専門学校において同事業団が使用する物品の使用貸借契約の締結に当たり、取得価格5万円未満の物品（290点、取得価格総額8,754,067円）について、現に貸し付けているにもかかわらず同契約で定める目的物件に含めていなかった。